

平成27年度 第1回 市川市高齢者福祉専門分科会 会議録

1. 開催日時：平成27年8月10日（月）午後2時00分～3時30分

2. 開催場所：市役所3階 第5委員会室

3. 出席者：

【委員】

会長 藤野委員

副会長 伊藤委員

委員 松丸委員、高田委員、横谷委員、塚越委員、梶委員

（欠席者1名）戸村委員

【市川市】

岡崎祥江（福祉政策課長）、野口栄一（介護福祉課長）、杉山秀子（福祉政策課主幹）、丹治洋輔（福祉政策課主任）ほか

4. 議事

（1）正副会長の選任について

（2）市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【平成27年度～平成29年度】の概要について

（3）市川市における介護予防・日常生活支援総合事業について

（4）その他

《配布資料》

分科会資料1 第6期市川市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会委員名簿

分科会資料2 平成27年度市川市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会開催予定表

分科会資料3 介護予防・日常生活支援総合事業について

【午後2時00分開会】

1 紹介

各委員及び事務局（市職員）の紹介を行った。

2 配布資料の確認

事務局より、配布資料の過不足についての確認を行った。

3 開会

区 分	内 容
事務局	<p>それでは会議に入るにあたり、始めに正副会長の選任のために仮議長を決めさせていただきたいのですが、仮議長は岡崎福祉政策課長が務めさせていただくということでいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>それでは岡崎課長、席の移動をお願いいたします。</p>
岡崎課長	<p>それでは仮議長として進行させていただきます。</p> <p>只今から、平成27年度第1回市川市高齢者福祉専門分科会を開催いたします。</p> <p>「高齢者福祉専門分科会」でございますが、「市川市社会福祉審議会条例第7条第1項」に基づき、高齢者福祉に関する事項を調査審議するものでございます。</p>
岡崎課長	<p>分科会は、分科会資料1として配布させていただきましたとおり、8名の委員の皆様方で進めていただくこととなりますが、本日の会議は、「同条例第6条第2項」により、半数以上の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議の開催は成立いたします。</p>
岡崎課長	<p>なお、本会議につきましては、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」により、原則公開となっております。</p> <p>本日の議題の中で非公開とする内容はございませんので、公開としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
岡崎課長	<p>ありがとうございます。それでは、公開することと決定いたします。</p> <p>本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> <p>本日は傍聴希望者はおりませんので、それでは、会議次第1「正副会長の選任について」、まずは、会長の選任を行いたいと思います。</p> <p>会長の選任方法につきましては「市川市社会福祉審議会条例第5条」の規定により、互選にさせていただきたいと思います。</p> <p>自薦、他薦がございましたが、前回までの例を見ますと、指名推薦をとっております。</p> <p>今回も同様に、指名推薦でよろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
岡崎課長	ありがとうございます。それでは、指名推薦の方法で進めさせていただきたいと思います。 どなたか、会長の推薦をお願いできますでしょうか。
松丸委員	高齢者の分科会ですので、社会福祉や高齢者福祉に精通している藤野委員が適任だと思います。前回に引続きになってしまいますが、よろしくお願ひしたいと思います。
岡崎課長	ありがとうございます。ただ今、松丸委員から藤野委員のご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。
	(異議なし)
事務局	それでは、会長になられた藤野委員には、会長席へお移りいただきたいと思ひます。 それでは、藤野会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。
藤野会長	(藤野会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。会長が決まりましたので、これより藤野会長に進行をお願いしたいと思います。
藤野会長	それでは、続いて副会長を選任したいと思います。 副会長の選任方法につきましても、会長の選任方法と同じく「市川市社会福祉審議会条例第5条」の規定により、互選にさせていただきたいと思ひます。どなたかご推薦いただけますでしょうか。横谷委員。
横谷委員	前期も同様でございましたけれども、地域医療に大変貢献いただいておりますし、21年度から専門分科会の委員を務めている伊藤委員が副会長に適任かと思ひますので推薦させていただきたいと思ひのですが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
藤野会長	異議なしということで、それでは、副会長には伊藤委員をお願いしたいと思います。

事務局	<p>それでは、副会長になられた伊藤委員には、副会長席にお移りいただきたいと思います。</p> <p>伊藤副会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。</p>
伊藤副会長	<p>(伊藤副会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、藤野会長、引続き議事の進行をお願いします。</p>
藤野会長	<p>それでは、会議次第2「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【平成27年度～平成29年度】の概要について」、事務局より説明をお願いします。</p>
岡崎課長	<p>(高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要説明)</p>
藤野会長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問がありましたらお願い致します。</p>
藤野会長	<p>特にないようでしたら、全体的な枠組みですので、特に大きな問題はないかと思えます。</p> <p>他になれば、それでは次に、会議次第3「市川市における介護予防・日常生活支援総合事業について」、事務局より説明をお願いします。</p>
岡崎課長	<p>(介護予防・日常生活支援総合事業の概要説明)</p>
藤野会長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご意見・ご質問がありましたらお願い致します。ちょっとわかりづらい部分もあるかと思えますので、ご質問いただければと思います。</p>
塚越委員	<p>今年度から市川市が具体的に何をやっていこうとしているのかがよくわからなかったなので、もう一度教えてください。</p>
岡崎課長	<p>最低限、今あるサービスは全て移行していきたいと考えています。訪問介護にしても、通所介護にしても同様のものを行っていきたくと考えています。しかし、市民の方やNPOなど団体の方などを活用した多様なサービスにつきましては、今後の検討ということで、来年度以降行っていきたいと考えています。</p>

<p>藤野会長</p>	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>従来型の①と枠組みの②・③とのすみ分けはどのように行っていくのでしょうか。今までの事業はそのままで良いが、できる限り安い単価でのサービスに国も行政も移行したいということだと思いますが、将来的にどのように②・③に移行するように考えているのでしょうか。</p> <p>※ 「①、②及び③」とは、市からの「介護予防・日常生活支援総合事業の概要説明」の中で、分科会資料「介護予防・日常生活支援総合事業について」を用いて説明した以下のことをいいます（以下同じです。）。</p> <p>① 介護保険と同じ「訪問介護サービス」及び「通所介護サービス」</p> <p>② 介護保険よりも基準を緩和した事業所が行う「家事援助サービス」及び「ミニデイサービス」</p> <p>③ ボランティアの方など、住民運営の「家事援助サービス」及び「サロンや体操教室」</p>
<p>岡崎福祉政策課長</p>	<p>まず、今後考えられることは、高齢者の人数がますます増加するというところで、ニーズが増えます。それから、寿命が長くなるということで、要介護度の重い方が増加することが想定されます。今後、増加する要介護者・要支援者に対して、市民・団体の力を活用していくことで、専門施設で専門職によるサービスだけでなく、専門職の方は重度の要介護者への支援に専念していただき、要支援等の方については、民間の力を活用したサービスを利用していただけるといったような移行の仕方になっていくと考えています。</p>
<p>野口介護福祉課長</p>	<p>同等のサービスでいけば給付の伸びは抑制できないと考えます。後期高齢者数の伸び率よりも給付の伸びの方が増えていますので、今回抑制ということで、後期高齢者数の伸び率に合わせたいということが基本的な考え方かと考えます。</p> <p>その中で、訪問介護で見れば、必ずしも専門職でなくても提供できるサービスの内容が50%～60%以上となっているので、専門職の方を重度の方の方に移行するためには、緩和をどのようにするのかというのが1つのポイントだと考えています。</p> <p>緩和した基準は、市だけで決めるわけではなく事業者の方も含めて話し合いをしながらどのような基準を緩和していくことが現実的なのかということと、市川市だけでサービス決定はできないため、市境の近隣市の動向も考慮しながら、決定していかなければならないと考えています。</p> <p>また、在宅で生活していく上では、社会福祉協議会で行っているような「お互いさま事業」のようなご近所の付き合いや近所の中でお互いで助け合う部分は③になりますので、市全体で同じではなく地域ごとに考えていかなければ</p>

藤野会長	<p>ばならないと考えています。</p> <p>事業者と話合いながら②・③に誘導していくということですね。</p>
野口介護福祉課長	<p>対象者は拡大していくと思いますが、ニーズをいかに把握して介護予防ケアプランに繋げていくかが大きなポイントだと考えています。そのために、プランに携わる地域包括支援センターを増設することとしましたので、今度は質を上げていく必要があると考えています。希望すればサービスを使えるということではなく、その方らしい生活を送っていくためには、なるべく自分で動くことが介護予防に繋がっていくと考えますが、その際は介護予防ケアプランが重要となってくると考えています。</p>
藤野会長	<p>ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。</p>
伊藤副会長	<p>基準の緩和と専門職でないサービスは、質が問われると思いますが、その調整を行う場合は、介護保険地域運営委員会などで質の担保をするということでしょうか。</p>
野口介護福祉課長	<p>どの会議体が適切かはこれから検討することを考えていますが、質の担保は研修制度などを作っていかなければならないと考えています。</p> <p>介護の人材の確保としては、入り口として、研修を受けた段階で介護の現場に出ていくような流れを作っていかなければならないと考えています。</p> <p>基準を下げれば質も下がるということは心配なところですので、いかに質を下げない取り組みをするかが重要と考えています。</p>
伊藤副会長	<p>そこから始まっていくということですか。</p>
野口介護福祉課長	<p>人材育成の1つの入り口と考えています。</p> <p>また、うまくいくかどうかはまだ不明ですが、事業者からすれば、雇用の促進を図っていただき、そこからホームヘルパー等の資格を取っていただき、より重度の方のヘルパーの仕事に移っていただくというようなことが想定されます。</p>
藤野会長	<p>②・③はあまり専門性を求めなくて良いということですね。</p> <p>入り口としてやりがいを感じて、重度の方のヘルパーをやりたいと思う方もいると思いますが、②・③はお手伝いということで高度な専門性を求めなくて良いということよろしいでしょうか。</p>

野口介護福祉課長	<p>③については、その通りかと思えます。</p> <p>②については、研修を受けていただく内容や時間数はある程度必要と思えます。</p> <p>②・③に移行していかないと、今までの介護予防給付と違い、上限額が決まってしまうため、上限を超え事業費が出てしまうと、その部分については直接第1号保険料に跳ね返っていくので、保険料を抑制するためにも移行していくことが必要であると考えています。</p>
横谷委員	<p>通所にしても訪問にしても、①の従来の介護保険と同じサービスは、介護保険の適用ということでしょうか。</p>
野口介護福祉課長	<p>①・②・③は全て介護保険の適用です。</p> <p>例えば、②のサービスを行った際の、国・県・市・保険料の負担の割合は同じになります。</p> <p>③の地域の活動に対する経費についても、補助するのか等の方法もありますが、それにかかる事業費についても、総合事業の枠の中で行うこととなります。</p>
横谷委員	<p>わかりました。基礎自治体が決めることとなったが、この部分についてはうまく基準等を設定していかないと、介護保険料の増大となり、苦しい状況になってしまうということですね。</p> <p>①の部分については従来と同じ方式となるわけですから、選択する余地はないですが、②・③はこちらの裁量でうまく回るように考えなさいという話ですね。</p> <p>もう1つですが、基準緩和に連動していると思いますが、家事援助とヘルパーさん等の有資格者による介護との線引きとして、身体介助をするかどうかというところですが、今後は少くらの身体介助に踏み込んでいいのか。それとも、線引きは従来通りと変わらずに給付の仕方だけの調整していくのかそのあたりはいかがでしょうか。</p>
野口介護福祉課長	<p>内容は検討しているところですが、いわゆる要支援1、2の方へのサービスなので、サービスの内容に専門性の高いものがあれば介護保険と同等のヘルパーさんを利用していただくという考えです。</p> <p>②については、掃除や買物などのような専門性が不必要なものというすみ分けです。</p> <p>③については、地域活動やお互いさま事業のようなものを活かしながらやっていく必要があると考えています。</p>
横谷委員	<p>身体介助をするかしないかは大きな問題と考えています。家事援助は、買</p>

物を頼まれて買ってくるということであれば問題ないが、同行するという
ことだと身体介助の問題となってきます。

線引きをどこにするかによっては、サービスの内容や提供の仕方の意味合
いが異なってくるのではないのでしょうか。

スーパーやコンビニのような宅配サービスの延長に留まるのか、これまで
ヘルパーさんがやっているような一緒に買物に同行するようなものなのか
によって、どこまでやるのかによって変わってくると思います。そういう意
味では、その線引きは早めに設定しておかないと、事業者やボランティア、
住民団体が何か役に立つことをやろうかと考えたときに想像ができないの
ではないのでしょうか。

伊藤副会
長

機能改革が進んでいきますと、我々が懸念しているのは、今までだったら
入院しているような患者さんも、どういうことが起こってくるかという
患者さんの不満ですよね。どうしてこういう状態で入院させてくれないのか
というようなことが起こってくるのではないかと懸念しています。そういう
意味で、平行して行っていかなければならないのは、市民への啓蒙ですよね。
どのようにやっていくかは難しい問題かと思いますが、啓蒙活動をどのよう
に考えているかお伺いします。

岡崎福祉
政策課長

これから精力的にやっていかなければならないことは、まずニーズを知る
ことと、介護保険法の改正内容をいかに理解していただくかです。行政の方
から市民の方々の色々な場所に出て行って説明しにしなければなら
ないと考えています。行政がまだ具体的な内容を決定していない状態
でいる間に市民の方々のところには、サービスを利用している方々
に対して、ケアマネさんが回りながら、「こういう風になります」と、
例えば、「地域包括支援センターが15か所に増設することになって、
管轄が変わるから担当ではなくなります」、「サービスの提供の仕
方が変わります」というような話をしているようです。知って不安
を持ち、更に理解を得るまでの時間は覚悟しているところ
です。お話をさせていただき、実際に体験していただき、時間を
かけて表に出て行かなければならないと考えています。自治会や
高齢者の集まりの場でお話をしていかなければならないと
考えています。

松丸委員

介護保険法が改正になって、各市で独自のサービスを作らなければなら
ないということで、市は大変だと思いますが、市がどのようにサービス
を作っていくかによって、利用者さんが画一のサービスを受けられる
のか、異なるサービスになるのかについては、各市町村に任されて
いて、保険料がどうなるのかについては市の責任が大きいと感じ
ます。しかし、高齢者の専門分科会で何を話合うのか、これは
国が決めているものですよね。市川市はどのように進めよう
と考えているのか、それに対して、高齢者の専門分科会に

	<p>どこの部分に対して、どういう意見がほしいのか、というところがあると、もっともっと深く、地域で色々なことをやっている方もいますし、社会福祉法人をやっている方もいますし、シルバーはシルバーで色々なことをやろうとしている、こういう地域で色々なことをやっている方々が情報を持っている中で、市がそれをどういう方向に進めていこうとしているのか、そこに委員の方々の意見が反映されていくということが審議会の意義であると考えます。今日のような議題の出し方だと、どういう意見を出せば良いかが難しいと感じます。あと、今年は高齢者福祉専門分科会が残り1回を予定しているかと思いますが、残り1回しかないとなると来年の4月から開始ですということになると、どういうふうになっていくか不安に感じます。社会福祉協議会は、各地域でお互いさま事業を進めていこうと考えていますが、国は国で地域づくりの仕組みをどうしていったらよいか考えています。ここが大きなポイントになっているかと思いますが。どういうふうに何を整理すれば良いのかということをしちんとしないと、ただ意見をもらうだけでは良いサービスはできてこないし、1つのことをポイントにして、色々な立場の委員で意見を出し合って、市川市の地域づくりをどうしていくのか、これからの介護予防の方へのサービスをどうしていくのかを、もっと深めて話し合いができたなら良いなという要望があります。</p>
塚越委員	<p>自治会に何をしてほしいのかが見えない。自治会には、何も資格を持った人間がいなくて、これから人材育成をしていくと思いますが、自治会は社会福祉協議会のお互いさま事業のようなものではなく、自治会費を払っていただいた方の自治会なので、そういう方が対象です。そうでない方達にも手を差し伸べるといったときに、自治会に何を求めているのかということ具体的に言ってもらえるとお手伝いしやすいと感じます。</p>
藤野会長	<p>③で地域のボランティア等の団体に委託してサービスを行うという場合に金銭的な支援をしていくということですよ。その当たりがどの程度あるのかということもまだ決まっていないということですよ。</p>
塚越委員	<p>資格がなくても②と③で同じような金銭補償があるということですがけれども、自治会のような資格の無い人間が金銭補償を受けても良いものなのか疑問に感じます。</p>
野口介護福祉課長	<p>1つの例ですが、地域ケアシステムでサロンをしていると思いますが、月に1回のを、例えば週1回定期的にやっていただくことによって、その事務費、運営費について補助をすることも想定しています。その内容については、市町村が地域の方と決めていかなければならないと考えています。総合事業が開始したといっても全部を開始できるわけではなく、少なく</p>

とも地域づくりには10年かかると国は言っており、今から関わらないと2025年に間に合わないとされています。本市の地域ケアシステムも平成13年に立ち上げて、全部できるのに平成20年までかかりました。やっと、サロン活動も5年程度かけて現在の111か所になっています。同じように、総合事業も全てを実施するためには、10年程度はかかると考えています。訪問介護サービスの1つのサービスを、例えば、買物はどこかに頼んで、本人は地域のサロンに出ていき身体を動かして話をして介護予防に努めていただくということで、プランの内容が重要と考えている。お金の出し方についても、介護予防は地域づくりですとされていますが、地域づくりにどのように介護保険の枠組みのお金を使っていくのか相談しながらやっていかなければなりません。考え方の想定はできてきているが、具体的にどうすれば良いかは他の市町村についても難しい状況だと思います。自治会の活動で介護予防に関することがあるのであれば、具体的にはこれから考えていかなければならないが、それに対して助成する仕組みは作ることは可能と考えます。とはいえ、自治会の問題として会員が中々増えないということも地域福祉専門分科会でも議論されているため、その折り合いも含めてどういう風に地域の方と進めていくかは今後も考えていかなければならない。

藤野会長

走りながら作っていくしかないということですね。

野口介護
福祉課長

次の国の議論が始まっており、おそらく3年後の介護保険法の改正で、もう少し上の軽度者についても地域支援事業への移行を想定しており、あまりゆっくりもしていただけないと考えています。そうすると、サービスの内容と、どれくらい負担してもらえればサービスを受けられるのかというような議論をしていかなければなりません。

横谷委員

まさに走りながらやっていくのだらうと思いますが、地域などがやれることというのは無いと宣言して良いと思います。むしろ、こういう構造を考えながら動かしていきながら、ここはやってもらえないかというように、お金や人間の考えることにも限りがあることから、できるところから手をつけていくというように動いていくと思います。それから考えるしかやりようがないと思います。もう1つは、シルバー人材センターでこれまでも家事援助事業があったのですが、都市部だからというわけではないと思いますが、家事援助をやってくれる方が激減している地域の1つが市川です。例えば、千葉市では家事援助をやりたいという方が増えています。前もって用意するということでは、前に進まないのではないのでしょうか。佐倉市は施設が充実しており、施設介護が充足しているのですが、実際に運用されているのは、用意されているベッド数の3分の1しか運用されていないようです。場所があり、一定の高齢者数もあるため、施設を作ったはいいが、マンパワーが足り

ないということがあるようです。

従来型の通所介護の認可を受けてスタートしたシルバー人材センターについては、会員である有資格者は身体的に厳しいということもありましたが、民間の介護施設は、施設を作り、ベッド数はありますが、できる限り介護度の浅い方は対応したくないという話を伺いました。シルバーは軽度の方を、民間は重度の方をというようなすみ分けで始まっていきました。総合事業もそのように進んでいくのだろうと予想しています。

高田委員

目の前の3年間とその先の10年間があって、その中で市川市の地域包括ケアシステムをどのように作っていくのかということだと思います。目の前の3年間というのは、住民の方に対する制度的な理解やどのようなニーズがあるのかというようなことだと思いますが、その先の10年というのはまた違った見方が必要です。具体的に何ができるのかというときに、現場サイドでは、認知症のサポーター養成講座は地域包括支援センターが中心にやってもらっていますが、その講座を受けてから地域にどう役割を果たしていくのかというあたりをコミュニティワーカーや生活支援コーディネーターが関わってくると地域の中に組織化が芽生えてくるのではないのでしょうか。地元の方が組織したところを、行政がヒト・モノ・カネの部分で支えるという仕組みがあってもいいのかなと思ったときに、見守りネットワーク、認知症サポーター養成講座が鍵になってくるのかと思います。地域包括支援センターの講座を受けた人は、県のキャラバンメイトで行っていますが、地域包括支援センターがキャラバンメイトを受け持って各自治会などオレンジリングを活用して、自身の活動のきっかけ作りができるとその先の10年後というのは見えてくるのではないのでしょうか。また、ケアプランは全額保険対応であるので、多少人任せの傾向がありますが、将来設計ということで考えてみますと、障害があっても自身で将来の生活をコントロールできると、また違う展開がでてくるのではないのでしょうか。社協のエンディングノートのように自身がどういう状態になったときにどうしてほしいのか、ある程度見えてくると啓蒙活動にも動きが出てくるかと思っています。

梶委員

一方通行の会議だけでなく、少人数で話合える地域のカフェのようなものを多くやらせてもらえればと思います。介護予防の実施の主体で、ボランティアやNPOなどの市民が実施するとなっていますが、市民団体や任意団体も含まれているのかと思いますが、どのように関わっていけばよいのかわからない。ボランティアでもいいから地域の方に自身の持っている知識を提供したい、活動したいといったときに、どこに相談すればよいのかわからないので、こういうことがありますよということではなく、どんなことができますかというようにアプローチしてもらえると市民団体もこれならできますなどといったようなことが出てくるかと思っています。

藤野会長	<p>年度内にはアクションを起こさないといけないと思うので、次回に何らかの方向性を示してもらえればと思います。ただし、地域ごとに事情が違い、一律に決めることができないと思うので、状況を加味しながら支援の方法を考えていくしかないかと思っています。</p> <p>ほかにご意見が無いようでしたら、会議次第4「その他」です。「会議録及び会議資料の公開」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(事務局より会議録及び会議資料の公開について説明)
藤野会長	<p>それでは、「会議記録及び会議資料」については、公開するとのことといたします。</p> <p>事務局から連絡事項等ありますか。</p>
事務局	(事務局より今後の予定等について事務連絡)
藤野会長	それでは、以上を持ちまして、平成27年度第1回高齢者福祉専門分科会を終了いたします。

【午後3時30分閉会】

平成27年8月10日
市川市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
会長 藤野 達也